

労働者派遣事業に関する情報提供

株式会社 佐藤商会

(許可番号: 派23-301924)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)第23条第5項及び同施行規則第18条の2の規定により、弊社の労働者派遣事業に関する情報をお知らせいたします。

【事業所】 株式会社 佐藤商会

【対象期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【派遣労働者】 1名

【派遣先事業所数】 2事業所

【派遣労働者の派遣料金平均額】 19,200円

【派遣労働者の賃金平均額】 15,012円

【令和3年度マージン率】 24.9%

※計算式 (派遣料金平均額－賃金平均額)÷派遣料金×100 (小数点第二位以下は四捨五入)

上記マージン率には以下の費用を含みます。

- ・教育訓練、研修期間中の派遣労働者の賃金
- ・弊社負担分の社会保険料、厚生年金、雇用保険料
- ・弊社の教育訓練費、福利厚生費
- ・労働者派遣事業担当部署の人件費
- ・採用活動費
- ・営業利益

(※ 上記情報は、令和6年6月1日現在の労働者派遣事業報告による。)

【主な教育訓練】

訓練の内容・種別	対象者	訓練方法	費用	賃金
危険予知活動対策訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
作業手順周知訓練	派遣中	OJT	無償	有給
現場内整理実習	派遣中	OJT	無償	有給
熱中症予防対策訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
安全作業手順周知実習	派遣中	OJT	無償	有給

【キャリアコンサルティング相談窓口】 本社総務部 (TEL:0566-41-6739)

【派遣労働者の待遇決定に係る労使協定の締結に関する事項】(労働者派遣法第30条の4第1項)

すべての派遣労働者は、協定対象労働者です

※ (協定有効期間: 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【福利厚生】

社会保険、厚生年金、雇用保険完備 交通費補助